

第4回、第5回石綿飛散防止小委員会 でいただいた意見と対応(案)

参考資料1

1 特定建築材料以外の石綿含有建材除去等作業の際の石綿飛散防止

| 意見概要  | 対応案   |
|---|---|
| 事前調査結果の説明義務はレベルによってかえると混乱するので一律で求めることでよい。【笠井委員】   | 方向性1(1)において、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすべき旨を記載。   |
| 本来であれば届出をもらうことが望ましいが、現実的には行政サイドとしては対応が難しいため、届出を求めないことはやむを得ない。ただ、解体等の現場を把握する必要はあるので、建リ法などとの情報共有の仕組みを構築してほしい。【渡辺委員】     | 方向性1(1)において、作業の届出については、一部の自治体では条例等により規模要件等を置いた特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の事前届出制度が設けられていることも踏まえ、適切な作業を確保する観点からは対象とするのが望ましいものの、対象件数が大幅に増加するものと想定されること、建リ法の届出情報等の活用により現場の把握は可能であること等により大防法における全国一律の制度とすることまでは要しないと考えられる旨を記載。そのため、現場での石綿の飛散防止を図る観点から、都道府県等による立入検査等の際に確認できるよう、作業開始前に、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定すべき旨を併せて記載している。 |
| 届出を求めないということについて、マンパワー的にはやはりなかなか難しいので、届出を求めないことは理解する。ただし、委員会としては届出は本来求めるべきであるが、届出を求めるまでには至らないという表現の方がいいのではないかと。【谷口委員】 | また、現場の把握については、方向性2(4)において、事前調査の結果報告に係る制度を新設するとともに、他法令に基づき把握された情報の活用を推進していくべき旨を記載。   |
| レベル3は非常に多様で難しい。作業計画を作成することは容易ではない。届出は基本的には必要である。【外山委員】  | なお、条例により作業届出の対象としない地域においては、事前調査結果の都道府県等への報告、作業現場への写しの備え付け及び立入検査によって対応することが考えられる。  |
| レベル3建材の作業基準をつくることは賛成。【外山委員】   | 方向性1(1)において、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべき旨を記載。  |
| 作業基準は強制力が必要なので、マニュアルではなく法令でしっかり決めるべき。【渡辺委員】   |   |
| レベルはあくまで製品の分類で、実際の飛散性は建材の種類や除去方法によって変わる。ただある程度の区分は必要で飛散性によって作業基準を変えることはよい。【浅見委員】                                      | 方向性1(2)において、石綿含有成形板等について、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべき旨とともに、接着剤で強力で建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合には、建材の種類や除去工法等に応じて十分な飛散防止対策が実施されるよう、作業基準として、養生、湿潤化等の飛散防止措置を検討し定めるべき旨を記載。また、石綿含有仕上塗材について、塗材の施行方法にかかわらず大防法の規制対象にすべきであり、石綿含有仕上塗材に特化した作業基準を検討し定めるべき旨を記載。   |
| 成形板と仕上げ塗材の2つの作業基準を作ることは賛成。【本橋委員】  |   |
| 塗材は吹付けでもローラーでも同じ扱いとするのは望ましい。【浅見委員】  |   |
| 原形のまま取り外すということがどういうことをしっかり定義しておく必要がある。また、軽微な作業をどう扱うかも対応が必要である。【笠井委員】  | IV今後の課題において、技術的事項については今般の小委員会のとりまとめ後の検討とする旨を記載。   |
| 手ばらしといってもまったく壊さないのは難しい。実際の作業手順を決める時は業者の意見をよく聞いて検討してほしい。【本橋委員】   |   |
| 仕上塗材は下地調整剤等の部位によっても工法が違う。マニュアル等での対応が必要。【笠井委員】   |   |
| 全体については遅々として進まないという実感がある。もうちょっとスピード感をもってやっていただきたい。仕上塗材は問題が発生してから数年たっているが、現場はまだ混乱している。こちらもスピード感をもってやっていただきたい。【出野委員】    | IV今後の課題において、今般の小委員会のとりまとめを受けて速やかに具体的な取組に着手すべき旨を記載。  |
| 分散染色法は今は使えないので、その結果は除外したほうがいいのか。【小坂委員】  | 分散染色法については、微細なアスベストを精度良く計測しにくいいため、アスベストモニタリングマニュアルから除外した経緯がある。ただし、分析当時は広く用いられる分析法だったことや、一定の傾向を捉えることができると考えられることから、現状通りとしたい。   |

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 建設リサイクル法ではレベル3建材の扱いを特に明確にしていないということなので、ここで話す話ではないかもしれないが、今後検討が必要。【高岡委員】 | 小委員会における議論の範囲外であり、御意見として承る。 |
|---|-----------------------------|

## 2 事前調査の信頼性の確保

| 意見概要   | 対応案  |
|--|--|
| H18.9以降着工の建築物の扱いも今は石綿則と違っているため、明確化をした方がよい。【浅見委員】   | 方向性2(1)において、石綿の使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても、着工年月日を書面等で確認する必要があることから、事前調査の対象とすべき旨を記載。  |
| 事前調査は第三者性をしっかり確保する必要がある。資格者要件は法律に根拠のある形にしておく必要がある。【谷口委員】   | 方向性2(2)において、解体等工事の施工者は、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を行わせるべきであり、例えば、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用が考えられる旨を記載。       |
| 資格者による調査の義務付けは必要。【外山委員】  |  |
| 事前調査を有資格者にやらせようということは非常に重要。【渡辺委員】  |  |
| レベル3は立入検査をするにも自治体ごとの技量の差もある。川崎市はアスベストアナライザーを使っているが、そうでない自治体もある。成形板のチェックは相当ハードルが高い。この辺りの議論が必要ではないか。【中村委員】   | 方向性2(2)において、一定の知見を有する者の活用の仕組みは石綿則に係る検討を踏まえたものとする旨を記載。また、IV今後の課題において、技術的事項については今般の小委員会のとりまとめ後の検討とする旨を記載。                                    |
| 事前調査は第三者性をしっかり確保する必要がある。資格者要件は法律に根拠のある形にしておく必要がある。【谷口委員】(再掲)   | 方向性2(2)において、調査の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備は難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況等を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる旨を記載。  |
| 事前調査の第三者性の話について、いまの調査義務は受注者にあるということでこれで第三者性が確保できるかは疑問なところがある。【笠井委員】  |  |
| 工事が終わった後に周辺住民から問い合わせがあっても記録がないということは困るので、記録はしっかりしてほしい。【渡辺委員】   | 方向性2(3)において、受注者に対し、発注者への事前調査の結果の説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある旨、また、当該義務違反への罰則も検討すべきである旨を記載。  |
| マニュアルでの記載ということも考えられるが、法的な根拠をしっかりと決めた上で、運用するのが原則である。情報の共有や調査の記録はしっかり法律で決めていただきたい。【勢一委員】   |  |
| 事前調査には罰則も必要である。【外山委員】  |  |
| 電子届出システムは事務の軽減という点でメリットがあると思うが、届出審査の事務量は変わらない。事務量が増えることが想定されるため、審査しやすいシステムを構築していただきたい。また、戸建てのような小さな現場だと手書きで申請するところもあるため、考慮する必要がある。届出タイミングは大防法だと14日前だが、戸建てはぎりぎりまで住んでいるので、なかなか事前調査ができないところがある。タイミングもご検討いただきたい。【中村委員】 | 方向性2(4)において、事業者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である旨を記載。   |
| 電子届出システムの構築はよいことである。除去作業が完了したことの確認も電子でやれば一貫して見られてよいのではないかと。最終的には廃棄物になるので、ぜひともマニフェストとも情報を共有できるようにしてほしい。【高岡委員】   | 方向性3(3)において、発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべき旨を記載。<br>方向性6(4)において、関係行政機関間の連携を引き続き積極的に推進していく旨を記載。 |

|   |   |
|---|---|
| <p>電子届出システムはいいと思うが、リスクコミュニケーションの観点からぜひインターネット等で情報公開をしてほしい。【外山委員】</p>  | <p>リスクコミュニケーションの促進の観点では、周辺住民への情報発信の強化が重要と考えており、方向性2(3)において、施工者は調査結果の概要を工事期間を通して掲示しなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすべき旨、6(1)において、大防法の法目的に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する旨を記載。<br/> なお、発注者や施工者の判断により、自主的にインターネット等により情報発信が行われることは望ましいものと考えている。</p>                        |
| <p>他の法律の情報を大防法で共有するのは重要なことであるが、他の法律からすると目的外利用ということになるので、担当者がためらうような形にはいけない。法律の中にその情報を利用するというような規定を置くべき。【谷口委員】</p> | <p>他法令に基づく情報の把握は、大防法第28条第2項に基づき行っているもの。方向性2(4)において、環境省としても、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携に係る通知、「大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について(平成30年3月15日環境省水・大気環境局大気環境課長)」の通知等により、大防法の規定に基づき、他法令により把握された情報の活用を促進を図っている旨を現状として記載するとともに、解体等工事の現場を幅広く把握し、特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止する等、都道府県等が大防法に基づく規制を円滑に実施するため、引き続き、他法令に基づき把握された情報の活用も推進していくべき旨を記載。</p> |
| <p>マニュアルでの記載ということも考えられるが、法的な根拠をしっかりと決めた上で、運用するのが原則である。情報の共有や調査の記録はしっかり法律で決めていただきたい。【勢一委員】(再掲)</p>                 | <p>方向性2(4)において、報告対象とする工事の要件については、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍～20倍になると推計されること等に鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである旨を記載。また、IV今後の課題において、技術的事項については今般の小委員会のとりまとめ後の検討とする旨を記載。</p>  |
| <p>簡易届出の対象について、建り法と関連付けることはわからなくはないが、改修工事の請負工事1億円は大きすぎて網から漏れるのが多いという議論をしている。建り法にとらわれずに議論をしていただきたい。【笠井委員】</p>      | <p>方向性6(1)において、大防法の法目的に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する中で、石綿則に基づく掲示との整合性も図っていく旨を記載。</p>   |
| <p>掲示については、前回の改正時に日建連がお願いして石綿則とあわせてやらせてもらえるようにした。見直しが必要だということであれば、また一緒にやっていただきたい。【笠井委員】</p>                       | <p>方向性6(1)において、大防法の法目的に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する中で、石綿則に基づく掲示との整合性も図っていく旨を記載。</p>   |

### 3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

| 意見概要  | 対応案   |
|---|---|
| 適切に行われたことを確認する者は、解体工事と石綿に詳しい人がやるのが望ましい。【浅見委員】   | 方向性3(1)において、石綿含有建材の取り残しを防止するためには、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者を施工者等が活用すべき旨を記載。  |
| 取り残しの確認は一定の知識を持った者が行うとしているが、調査者のほかに作業主任者も除去のノウハウを持っている。そういった知見をまとめた事例集等を作ってはどうか。個人に頼ると引き継ぎができなかったりするの、そういったことを蓄積する仕組みをつくってはどうか。【笠井委員】 | 方向性3(1)において、一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことから、これらの者の育成に努める旨を記載。  |
| 事前調査を実施する者が取り残しの確認をすることは現時点ではやむを得ないと思うが、海外をみても将来的には第三者の資格を作ってそういった人が検査をするという方向性が必要。【外山委員】   | 方向性3(1)において、確認の実施者を第三者とすべきとの指摘があるが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われていると想定されることを踏まえれば、現時点ではそのような確認の体制の整備は難しいことから、解体等工事の施工者が確認を行うこととし、今回の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認を行う方向性について検討することが考えられる旨を記載。  |
| 諸外国では隔離解除時に気中濃度の測定をしているようだが、そのあたりの方向性の記載がない。【島委員】   | 方向性3(1)において、隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべき旨を記載。また、IV今後の課題において、技術的事項については一般の小委員会のとりまとめ後の検討とする旨を記載。   |
| 工事が終わったことを確認するのは事業者の当然の役割。記録をつけることはよい。【出野委員】  | 方向性3(2)において、除去等作業を行う事業者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について記録を作成することとし、施工者が当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けるとともに、受注者は作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認することとすべき旨を記載。  |
| 完了確認の発注者への報告について、建り法は既にやっているが本当に効果があるのか、実際にやられているのか議論になっている。自治体に報告したほうがいいのではないか。【出野委員】  | 方向性3(3)において、現行法では、特定粉じん排出等作業の発注者は、都道府県等に作業届出を行うこととされており、また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮することとされているが、大防法上は必ずしも自身が届け出た作業が適切に終了したか確認できる制度が定められていないことを踏まえ、発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべき旨を記載。 |
| 行政のリソースも限界がある。効率的に確認するために適切に作業が完了したことを確認する際に何を確認するかをマニュアルにしていきたい。【中村委員】   | 方向性6(4)において、国として都道府県等による現場における指導等の技術的支援を行う旨を記載。   |
| 吹付けを除去できずに、意図的に残して封じ込めをしていることがある。これは取り残しではないので、発注者や行政がわかるようにしていきたい。【浅見委員】   | 方向性3(2)において、具体的な記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと、②石綿含有建材の取り残しがないこと(封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること)、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である旨を記載。<br>方向性3(3)において、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべき旨を記載。     |

#### 4 特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定

| 意見概要   | 対応案                             |
|--|---------------------------------|
| <p>濃度測定を見送ることは大きな問題がある。前回の答申ではやることとなっている。大防法第1条は損害賠償について規定しているが、濃度がわからないと損害賠償の程度もわからない。海外では義務がなくてもリスク管理や訴訟対応の観点から実際には測定は行われている。測定は行うべきである。【外山委員】</p> | <p>第6回小委員会における議論の結果を踏まえて検討。</p> |
| <p>リアルタイムモニターだけでは不十分であると考えている。事業者に認識を持ってもらうためにも測定は義務付ける必要がある。【山神委員】</p>  |                                 |
| <p>測定による飛散監視はすべての自治体でできるかどうかはわからないが、解体現場の管理をきちんとしようすればそこまでやらないといけないのではないかと。【小坂委員】</p>  |                                 |
| <p>結果が数日たってから出るとなると実際には対応がとれない。現時点では、出入り口での確認をすることが合理的なのではないか。【吉住委員】</p>   |                                 |
| <p>即日結果がでるのであれば、そういった方法はぜひ広めてほしい。ただ、すべての現場でできるのか、そういった機関が育っているのかは疑問である。【笠井委員】</p>  |                                 |
| <p>すべての現場で一律測定するというのは反対。解体業としては、このように解体すれば飛散しないという作業基準を示していただきたい。また、費用をだれが負担するのかということもある。数日後に結果が出ても工事をやりなおすことはできない。まだ課題があると考えます。【出野委員】</p>           |                                 |
| <p>迅速測定ができなくても、調査結果をフィードバックして除去業者の育成をすることもできる。測定を行うことはそれなりに意味がある。ただ、周囲の影響を受けたりするので、適切に測定をできるようにする必要がある。【浅見委員】</p>                                    |                                 |
| <p>集じん排気装置からの飛散は多い。業者によっては荷運びの際に機材に衝撃を与えたりしていることもある。HEPAフィルターがきちんと働けばふつうは漏れないので、そういったことが原因となっていることもある。【小坂委員】</p>                                     |                                 |
| <p>技術的な懸念はわかるが、次につながるような対応を何か考えてほしい。【大塚委員長】</p>  |                                 |

## 5 作業基準遵守の強化

| 意見概要  | 対応案   |
|---|---|
| 罰則の量刑については、直罰は命令違反より軽くなるのが相場だと思うが、トータルの設計として現場が一番ワークしやすいくことを追求していくべきである。【勢一委員】    | 方向性5において、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討すべき旨を記載。  |
| 下請けに義務をかけることは歓迎すべきことだが、どのように区別してどのように適用するのかあいまいにならないようにしていただきたい。【笠井委員】            | 方向性5において、実際には下請事業者が除去等作業を行っている場合があることを踏まえ、作業基準の遵守義務を受注者以外の事業者にも適用し、作業基準遵守の徹底を図るべき旨を記載。<br>元請事業者と下請事業者の責任関係については、運用において明確になるよう検討する。  |
| 受注者と解体等業者を行う関係をどこかに書いておいた方がよい。どちらに責任があるのかわからなくなる。自治体も指導もしづらいので関係を明確にした方がよい。【谷口委員】 |   |
| 工事の丸投げがないように元請け責任の強化もお願いしたい。【出野委員】  |   |
| 石綿則違反で送検事例があるが、大防法では罰則がかかっていない。罰則が適用されていないし、軽すぎて抑止効果になっていないのではないかと。【外山委員】         | 現状では前回改正以降に告発に至った例がなく、量刑の引き上げを検討する段階にはないものと考えている。<br>まずは違反行為について適切に告発がなされるよう検討が必要であり、方向性2(3)において、特定粉じん排出等作業届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者との間の責任の所在を明確化できるよう、受注者に対し、発注者への事前調査の結果の説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける旨、また、方向性5において、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討すべき旨を方向性記載している。 |

## 6 その他

| 意見概要   | 対応案  |
|--|--|
| 石綿則との連携について、法の理念と趣旨は違うと思うが、石綿を対象にする法律ということで、相互連携し、基準統一等を進めてほしい。【勢一委員】                    | 方向性6(1)において、解体等工事に携わる事業者の規制内容に係る理解の促進・法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきである旨を記載。                                      |
| H18.9以降着工の建築物の扱いも今は石綿則と違っているため、明確化した方がよい。掲示も石綿則とあわせてやっていたりするが、項目が異なるのでそこも調整が必要である。【浅見委員】 |  |
| マニュアルの統一化はいい話だが、事前調査に限らず統一化してほしい。【笠井委員】  | 方向性6(1)において、大防法、石綿則の一体的な遵守の観点から、マニュアル類の一本化を進める旨を記載。  |
| 簡易届出は、石綿則と大防法で別に求めず、一つやればよいようにしていただきたい。【吉住委員】  | 方向性6(1)において、都道府県等への事前調査の結果の報告について、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化する等の連携を検討する旨を記載。  |
| 解体の掲示の徹底もぜひお願いしたい。地域住民向けにわかりやすい掲示を外に向けて出すということを徹底していただきたい。【出野委員】                         | 方向性2(3)において、調査結果の概要を工事期間を通して掲示しなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすべき旨、6(1)において、大防法の法目的に照らして、解体等工場の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する旨を記載。 |
| 立入検査で指導することは掲示が不十分という事例が多い。掲示のサイズ等のやり方をちゃんと決めてあげたほうがよい。【谷口委員】                            |  |

|   |   |
|---|---|
| <p>解体工事の品質確保について、普通の現場は主任技術者、難しい現場は監理技術者となっている。こういった方々に講習はしっかりしていただきたい。【出野委員】</p>   | <p>作業基準の遵守のための取組を強化するため、方向性5において、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討すべき旨、また、作業基準の遵守義務を施工者だけでなく下請事業者にも適用し、作業基準遵守の徹底を図るべき旨を記載。</p>  |
| <p>解体業者のライセンス制を検討すべき。【外山委員】</p>   | <p>また、方向性6(2)において、石綿の除去等作業がより適切に実施されるよう、環境省は関係省庁、都道府県等及び業界団体等と連携して、事業者に対する石綿の飛散防止対策の啓発に取り組んでいくべきである旨を記載。</p>  |
| <p>災害時も見据えて通常時の石綿使用状況の把握は進めていただきたい。【勢一委員】</p>   | <p>方向性6(3)において、災害時における大気中への石綿飛散防止の観点から、建築物の所有者等が、通常使用時において建築物に使用されている石綿含有建材の把握に努めることを大防法上の責務として位置付けるべきである旨を記載。</p>  |
| <p>普及啓発について、対応の方向性では受注者、発注者への普及啓発に限られていて、周辺住民への普及啓発が記載されていない。工事の際の掲示だけではリスクコミュニケーションとしては十分ではないのではないか。【島委員】</p>  | <p>掲示が不十分な例もあることから、まずは、方向性6(1)において、大防法の法目的等に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対して、リスクコミュニケーションの観点から事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する旨を記載。</p> <p>また、リスクコミュニケーションガイドラインの普及を推進する。</p>   |
| <p>事前調査でも、カーテンウォールの裏は壁を壊すまでみられない。そういったことは発注者が知っておくべき。【本橋委員】</p>   | <p>方向性6(5)において、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿の除去・飛散防止対策の必要性を周知するとともに、通常使用時から石綿の有無等の把握を促すことが必要である旨を記載。また、建築物等の所有者等に対しては、特に建築物等の解体等工事における石綿の除去・飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、また、施工方法、工期、工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、様々な機会を捉えて周知徹底することも必要である旨を記載。</p>   |
| <p>不適切事例の原因として施工者の知識不足が並んでいる。建設業の許可は解体業が新たにできて、いまは4万社ちょっとある。ただ解体は実は3層になっていて、大きな建物は建設業者、小さい建物は許可不要、真ん中の部分を解体業がやることになっている。全部あわせると15,6万の会社が解体をする。このすべてに周知をしないといけないので、このあたりは考えておく必要がある。【出野委員】</p> | <p>方向性6(5)において、環境省において、都道府県等の担当者及び解体等工事を実施する事業者を対象とする講習会・説明会を開催することにより、解体等工事の現場における石綿飛散防止の徹底を図るとともに、関係省庁における建築物の建築・解体に係る講習会・説明会及び関係法令における手続き等の機会を捉え、連携して普及啓発に努めるべき旨、また、解体等工事に携わる数多くの事業者に幅広く石綿飛散防止の徹底を求めるため、建築物の建築・解体に係る業界団体と連携し、各団体に所属する事業者に対する講習会等の機会を捉え、普及啓発に努めるべき旨を記載。また、建築物等の所有者等に対しては、特に建築物等の解体等工事における石綿の除去・飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、また、施工方法、工期、工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、様々な機会を捉えて周知徹底することも必要である旨を記載。</p> |
| <p>周知がなによりも重要である。前回の答申も周知が重要ということを追加で記載した。【谷口委員】</p>  | <p>周知がなによりも重要である。前回の答申も周知が重要ということを追加で記載した。【谷口委員】</p>  |
| <p>作業基準をしっかり決めるのは当然のことである。しかし、それがしっかり守られることが重要なので、周知が重要だと思っている。【吉住委員】</p>   | <p>周知がなによりも重要である。前回の答申も周知が重要ということを追加で記載した。【谷口委員】</p>  |